

平成19年	3月23日	付け付議第	1号事件
平成19年	5月16日	付け付議第	2号事件
平成19年	7月11日	付け付議第	3号事件
平成19年	9月12日	付け付議第	4号事件
平成19年1	1月14日	付け付議第2	2号事件
平成19年1	2月12日	付け付議第2	3号事件
平成20年	3月12日	付け付議第	3号事件
平成20年	5月21日	付け付議第	4号事件
平成20年	7月9日	付け付議第	6号事件
平成20年1	2月10日	付け付議第	3号事件
平成21年	2月4日	付け付議第	2号事件
平成21年	6月10日	付け付議第	5号事件
平成21年1	1月26日	付け付議第	6号事件
平成21年1	1月26日	付け付議第	7号事件
平成22年	3月10日	付け付議第	1号事件
平成23年	3月9日	付け付議第	1号事件

意 見 書

電波監理審議会主任審理官 殿

平成23年9月6日

異議申立人ら代理人

弁護士	海	渡	雄	一
弁護士	只	野		靖
弁護士	村	上	一	也

意 見 の 趣 旨

頭書事件につき、電波法93条の4に基づき、電波監理審議会がその議決を行うにあたっては、電波監理審議会の委員5名自らが直接、異議申立人の行う立証に接した上で、ご判断頂きたい。

したがって、電波監理審議会の各委員におかれては、異議申立人がその立証を1時間程度行う時間と場所を設けて頂きたい。

意 見 の 理 由

- 1 本件型式指定処分の効力を争うためには、異議申立審を経た上で取消訴訟を提起しなければならないとされており（電波法96条の2）、しかもその異議申立審における決定は、電波監理審議会による準司法手続を経たものとして、事後審である高等裁判所の事実認定を拘束するとされている（電波法99条1項「電波監理審議会が適法に認定した事実、これを立証する実質的な証拠があるときは、裁判所を拘束する。」）。
- 2 このように当該異議申立審が、申立人の司法救済において重要な役割を果たす手続である以上、同手続の審理においても、民事訴訟法が定める厳格な手続規定が遵守されなければならないことは当然である。

とりわけ、その証拠調手続においては、いわば通常の民事手続における一審の役割よりも、当該異議申立審が極めて重大な役割を果たしている（実質的証拠法則が採用されることになる）ことからすれば、同手続においては、よりいっそう手続規定の遵守が強く要求されることは論を俟たない。

- 3 ところが、本件異議申立審においては、その内容について審理し議決を行うはずの電波監理審議会の委員5名（電波法99条の2の2）は、未だ一度として本件審理に臨んだこともなく、異議申立人による立証に直接接することをしていない。

民事訴訟法249条1項は、「判決は、その基本となる口頭弁論に関与した裁判官がする」という民事訴訟法の大原則である直接主義を定め、さらに同法249条3項は、「単独の裁判官が代わった場合又は合議体の裁判官の過半数が代わった場合において、その前に尋問をした証人について、当事者がさらに尋問の申出をしたときは、裁判所は、その尋問をしなければならない」旨定めて、証拠調べにおいて審理を行う者の直接の関与の重要性を謳っている。

かかる直接主義に反して判決が行われた場合、その直接主義違反は絶対的上告理由となるのであり（民事訴訟法31条2項1号）、また再審事由ともなるのであって（民事訴訟法338条1項1号）、その瑕疵が極めて重大なものであることは明らかである。

- 4 にもかかわらず、本件異議申立審において審理し、議決を行うはずの電波監理審議会の委員5名が、1度も審理に臨んだことがなく、また立証について直接五官で評価したことがないというのである。

通常の民事訴訟においては、担当裁判官の交代に際し、弁論の更新（民事訴訟法249条2項）によって、直接主義の例外を許容することもあるが、これはまさに証拠方法に直に接し自らの五官で評価していた裁判官が不在になったことによる例外であって、当初からその直接の五官評価を不要としたものではない。

本件異議申立審では、手続当初から一度として、審理議決するはずの電波監理審議会委員が直に証拠方法に接することはなかったのであって、そのような電波監理審議会委員による審議・議決に、事後審である高等裁判

所が拘束され、実質的証拠法則がとられることは、民事訴訟法の趣旨を没却するものであることが明らかである。

- 5 しかも、民事訴訟における弁論更新という例外を適用する場合であっても、当事者がその証拠調べが必要であるとして申出をすれば、「裁判所は、その尋問をしなければならない」旨法は定めているのである（民事訴訟法249条3項）。

今回の申立人の強い要望にもかかわらず、従前と変わらず電波監理審議会の各委員が一切直接の証拠調べに関与しないということであれば、電波監理審議会自らが、民事訴訟法の定める手続規定を拒否し、準司法手続を踏むことを拒絶していることとなるのであって、電波法に基づく手続の適法性が広く世に問われなければならない事態と言わざるを得ない。

- 6 以上の次第で、電波監理審議会の各委員におかれては、本手続が準司法手続として高等裁判所をも拘束するものであるとの重大性を改めて意識して頂き、民事訴訟法及び電波法の趣旨に則り、異議申立人の行う立証を直に経験して頂きたく、申立人は、意見の趣旨のとおり意見する次第である。

以上